

司法修習生に対する給費制復活を求める決議

- 1 司法修習生に対する給費制は、2011年11月採用の新65期司法修習生から廃止された。給費制廃止については、繰り返しその弊害が指摘され、かつ、法曹志望者が激減する事態をふまえ、経済的負担を軽減するための手当が検討されてきている。
- 2 給費制の目的は、修習専念義務を課された司法修習生に生活資金を支給することによって、修習に専念できる環境を担保し、国民の基本的な人権の擁護を担えるだけの能力を有した法曹を育てることにあり、給費は国民の税金によって賄われることから、国民の権利擁護の期待に応えなければならないという使命感の醸成のきっかけとなる側面も有していた。

このように、給費制は、司法修習生個人が法曹資格を取得することを超えて、公共的・公益的な目的で設けられた制度であり、受益者負担の発想から給費制を廃止したことは誤りである。

- 3 また、予備試験の合格率が3%台と低く、大半が法科大学院を経て法曹となる現状では、修習期間中の生活資金を貸し付けるという貸与制の利用によって法曹志願者の経済的負担はさらに重くなる。このもとで、経済的な理由から法曹の道を諦める者が増え、給費制の廃止下で修習を受けた者からは、修習生活を送るために必要不可欠な書籍代や学習会等への交通費や参加費などに十分な費用を充てられていない生活実態が報告されている。奨学金の負債も含めて多額の借金を抱えた状態で弁護士活動を開始した者が経済的不安から公益的な活動に参加することに躊躇してしまうといった弊害も指摘されている。
- 4 この事態に対し、給費制廃止が修習生個人の権利を侵害し、司法制度全体にも悪影響を及ぼしているとして、数百名にのぼる新65期、66期及び67期の弁護士が、給費制廃止違憲訴訟を各地で提起し、68期においても提訴の準備中とされている。

2016年10月11日に行われた院内集会では、参議院本会議と重なる中、国会議員の本人出席が29人、代理出席が73人で、全体で288人の参加となり、集会へのメッセージは累計で433人（全国会議員の60%）にのぼった。

まさに潮目が変わり法改正への動きは加速していくと思われるが、貸与制による弊害を取り除くためには、単なる司法修習生への経済的支援にとどまらず給費制の完全復活及び既に給費制廃止下で修習を受けた者への救済措置を講じる必要がある。

- 5 給費制の廃止は、法曹の公共的・公益的性格を弱め、ひいては司法の機能を弱めることにつながるものである。

自由法曹団は、今後も、国民の権利を擁護するために、法曹の公共性、公益性を守り抜き、司法修習生に対する給費制の復活を求めて奮闘する。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会